

第5回東京都北区資源循環推進審議会 議事録

日時：令和5年8月24日（木）18:00～20:02

場所：北とぴあ16階 1601会議室

出席者：

委員	〔出席〕 山谷会長、上遠野副会長、松波委員、平田委員、すどう委員、山崎委員、青木委員、安達委員、塚本委員、大貫委員、小笛委員、岡本委員、松本委員、山下委員、成川委員、鰐渕委員、田村委員、齊藤委員、藤野委員
事務局	雲出生活環境部長、橋本リサイクル清掃課長、荻田北区清掃事務所長 リサイクル清掃課 北区清掃事務所 中外テクノス株式会社（コンサルタント）

〔次第〕

1. 審議会の今後の進め方について【資料1】
2. 今後のごみ減量の推進について【資料2～4】
 - (1) ご意見の再聴取
 - ・戸別収集の地域拡大の検討
 - ・家庭ごみの有料化
 - (2) 全体を通して
3. 家庭ごみ排出実態調査の報告【資料5・6】
4. その他
 - (1) 次回の日程の確認

〔配布資料〕

- ・第5回東京都北区資源循環推進審議会次第
- ・資料1 東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について
- ・資料2 ゴミ処理費用の推移（データ更新）
- ・資料3 北区一般廃棄物処理基本計画2020 体系図
- ・資料4 持続可能な循環型社会の形成に向けた、
　　今後のごみ減量の推進について答申案（第5回審議会時点版）
- ・資料4－1 第5回審議会に向け事前にいただいた意見
- ・資料5 令和4年度家庭ごみ排出実態調査報告書
- ・資料6 令和5年度家庭ごみ排出実態調査結果（速報）

[議事]

開会

○事務局（生活環境部長）

それでは、皆様定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日もお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

ただ今から、第5回東京都北区資源循環推進審議会を開催させていただきます。今回、当会場へのご出席が適わなかった委員には、オンラインでご参加いただいてございます。

進行につきましては、会長にお願いいたしたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

○会長

はい、本日もよろしくお願ひいたします。

もう、4回の熱心な審議をしまして、皆さんからいろいろご意見を頂戴して、かなり集約が進んできたというような段階です。そういう意味では、前回がピークだったようです。本日は最大でも2時間ということで、ご意見をまとめさせていただきたいと考えておりますので、本日もご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、会議の進行をしたいと思います。

まず、本日の出席状況等につきまして、事務局からお願ひいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

本日は会場に18名、オンラインによるご参加1名を加えて、委員19名のご出席をいただきしております、審議会の定足数である過半数を満たしているため、本審議会は有効に成立していることを、確認させていただきます。

次に、前回、7月の第4回の審議会から委員となられましたが、当日欠席された委員をご紹介いたします。

7月に政策経営部長となりました、○○委員です。

○委員

7月1日付で政策経営部長に着任をいたしました○○と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

この審議会の議論ももう第4回まで終了しているということで、途中からの議論の参加になりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

委員の紹介は以上でございます。

続きまして、本日、今のところいらっしゃいませんが、当審議会は原則公開となっておりますので、傍聴を希望される方がお見えになりましたら、会場にお通しいたします。

続いて、資料の確認をいたします。

資料につきましては、郵送、またはメールにより、事前に送付させていただきました。改めて確認をお願いいたします。

まず、次第の資料一覧をご覧ください。

事前にお送りいたしました資料は、いま、ご覧いただいております、「次第」、「資料1 東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について (R5.7.6 修正版)」、A4両面刷りの「資料

2 「ごみ処理費用の推移(データ更新)」、A3版の「資料3 北区一般廃棄物処理基本計画2020体系図」です。紙ベースでお送りいたしました方は、ここからはすべてホチキスどめをしております。「資料4 持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の推進について答申案(第5回審議会時点版)」、「資料4-1 第5回審議会に向け事前にいただいた意見」、「資料5 令和4年度家庭ごみ排出実態調査報告書」、「資料6 令和5年度家庭ごみ排出実態調査結果(速報)」、事前送付の資料は以上です。

また、本日机上に、答申案の差し替え版を2枚配布しております。1枚目は、答申案2ページ「(2)目標達成状況と今後の課題」、もう1枚は、答申案資料編26ページ「北区のごみ資源量の推移」です。資料の不足はございませんでしょうか。

不足があれば、举手の上、事務局までお申し出ください。

資料については以上です。

続いて、会議におけるご発言につきまして、申し上げます。

本日は、オンラインによる参加の委員もいらっしゃいますので、会場の音声をきちんとお届けするために、ご発言される際には必ずマイクをご使用いただきますようお願いいたします。

併せて、オンラインによる参加の委員も含め、すべての委員におかれましては、ご発言の際には举手をお願いいたします。

また、オンラインによる参加の方は、会議中はカメラをオンの状態にしたままでご参加いただきますよう、お願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。

それでは、審議を始めさせていただく前に、今回も、事前に小委員会を開催し、議題と論点の整理を行いました。

小委員会委員長より、ご報告をお願いします。

○委員

8月7日(月)に、北とぴあ内の会議室において開催した小委員会について、ご報告いたします。

小委員会では、審議会会長、副会長、コンサルタント、事務局の出席のもと、本日の議題について確認を行いました。

本日の主な議題について、事前に各委員から提出いただいた意見などを確認したうえで、第5回の会議の進め方を検討いたしました。

これにより、本日の議題については、2つの重点事業に対する意見の確認と併せ、答申案の全項目における、今後の取り組みの記載について、それぞれ丁寧に確認する時間をとるなど、答申案の完成に向けた議論となるよう、確認を行いました。

併せて、本日の審議事項にかかる資料の作成について、事務局にお願いをいたしました。

以上、小委員会の報告でございます。

○会長

ありがとうございます。

それでは次第に沿って、議事を進めてまいります。

議題の1、「審議会の今後の進め方について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは審議会の今後の進め方について説明いたします。

資料1 「東京都北区資源循環推進審議会 今後の進め方について」をご覧ください。

今回は8月24日、第5回です。表の右側、内容のところにありますとおり、第5回は、ごみ調査の速報値のほか、ごみ減量の推進について④としております。その下の残り2回をご覧いただくと、あとはまとめて確認していく、という内容になっており、今回第5回が、内容を大きく議論していただく最後の機会となります。

今後の大まかな流れを説明いたしますと、今回は答申案の現時点の案についてのご意見をいただき、次の第6回に、区民意見の募集前の最終的な答申案をお示しする予定です。

さらに、第6回と第7回の間に区民意見の募集、議会の各会派からの意見をいただき、それらを反映させた後に最終答申案を作成し、最後の第7回の審議会で最終確認していただき、答申を確定していただく、という流れでございます。

今後の進め方については以上でございます。

○会長

ただ今説明いただいた、今後の進め方につきまして何か、ご質問とかご意見ございましたら、お願いいたします。

大丈夫ですね。それでは、このような進め方で参りたいと思います。

次に、議題2に入ります。

「2、今後のごみ減量の推進について」、事務局から説明お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

議題の2に入る前に一点、資料2について、ご説明させていただきます。

7月の第4回審議会におきまして、昨年5月の第1回審議会の際にお示しした「ごみ量の推移」の最新のデータ資料をご提示いたしました。

今回、「ごみ処理費用の推移」につきましても、第1回でお示ししたデータを、最新のデータに更新いたしましたので、ご提示いたしました。

資料2、「ごみ処理費用の推移（データ更新）」をご覧ください。

まず（1）です。図を2つお示ししております。

図1は、環境省がまとめているデータをもとに、特別区平均の費用の推移と、北区の費用の推移を並べて比較したものです。増減傾向や増減率は多少異なっております。増加の共通の要因としてはコロナが推測されますが、そのほか北区の増加の要因としては、独自で行っている資源化事業などが関係しております。

続いて、下の図2につきましては、第1回の資料には記載がなかったもので、過日の小委員会における議論に基づき、追加させていただきました。この図を作成いたしました経緯をご説明いたします。

特別区は、23区共同でごみの中間処理を実施しております。可燃ごみの中間処理をしている清掃工場などの運営は、清掃一部事務組合が担っており、その運営費用の大部分を、23区の全区で分担して負担しています。これが「分担金」で、その金額は各区のごみ量などに応じて計算されております。

図1の環境省のデータには、この分担金が含まれておりません。

そのため、分担金を支出していることがわかるような図の作成を小委員会から、ご指示いただきました。

また、北区においては、昨年度から新たな費用が発生しております。皆さま既にご案内のとおり、昨年10月から、プラスチックの分別回収が始まりました。さらに、北清掃工場の建替工事に伴い、収集車の増車対応も今年の1月から始まっており、令和4年度以降の予算は大きく増加しております。

今ご説明いたしました、分担金のこと、北区独自の事情を併せてお示しするため、図2を作成いたしました。

続いて、裏面の（2）をご覧ください。

こちらは第1回審議会でもお示ししていたもので、区民1人あたりに換算したごみ処理費用で、令和3年度分のデータを追加しております。

なお、令和4年度・5年度の北区の数字は大きく上がることが予想されます。

資料2についての説明は以上です。

○会長

ありがとうございます。

この資料の2につきまして、何かご質問やご意見などございましたら、お願ひいたします。

○委員

分からないところがありますので、お聞きしたいと思います。

下の方の予算額の分担金のことなのですが、下の37.9、16.1これはどういうことなのか、よくわからないので、教えていただきたいなと思いまして。

○会長

はい、それでは、事務局からお願ひします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

大変失礼いたしました。

こちらにつきましては、左上に書いてありますとおり、単位が億円、37.9億円とか、16.1億円ということで、年間で支払っている予算額です。

○委員

黄色と緑の割合が、何がどうなっているのかというのを知りたいのですが。

○事務局（リサイクル清掃課長）

黄色の部分につきましては、北区の事業として、予算化した金額でございまして、それとは別に分担金として、23区の清掃一部事務組合のほうに支払っている分としての予算額がこの緑の部分でございます。

清掃費全体として事業費プラス分担金が、清掃費全体となっております。

○委員

分かりました。上の図1と、こちらの関連がなかったものですから、わからなかつたので、すみません。質問させていただきました。以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。

令和4年度、5年度のあたり、随分増えていますね。

この理由は、緑の分担金の方ですけれども、清掃工場の建て替えとか、最近は、清掃工場で処理した後の焼却灰等について、エコセメント化していますよね。そういうことで増えているという感じでよろしいですか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ただ今、会長のほうからご説明いただいたとおり、緑の分担金が増えている理由は、施設建設費、こちらが、清掃工場の建て替えに伴いまして、北清掃工場だけではなくて、いろいろな清掃工場の建て替え等、施設更新のための費用で伸びているということでございます。

それから、エコセメントの原料は売却をしているところでございますが、こちらの収入は、若干伸び悩んでいると聞いています。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。

それと、オレンジの事業費予算額の方、最近いろんな取り組みを、プラスチックとか不燃ごみの資源化など、他の区でも取り組みがなされているようとして、そういうことで増えているということなのでしょうかね。

○事務局（リサイクル清掃課長）

こちら、下の図はあくまでも、北区の予算額でございますので、北区の予算として増えているのは、先ほど会長からお話しがありましたとおり、資源化の取り組み、プラなどで、こちらが令和4年度になりますが、先ほども申し上げましたように、北清掃工場建て替えに伴う増車、その部分で、北区の事業費予算額が、令和4年度、5年度として伸びているということでございます。

○会長

そうですね。これ、北区とありますね。

そうするとやっぱり、北清掃工場の建て替えで、ちょっと遠い清掃工場まで運んで行くという、これはコストが増えるということですね。

はい、わかりました。ありがとうございます。

他にご質問とかございませんか。

それでしたら、引き続いて、事務局のほうから説明、議題2の全体の流れをお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、資料の3、4、4-1を使用して、議題の2、「今後のごみ減量の推進について」説明いたしますが、その前に、全体の流れをご説明いたします。

今回の開催通知の発送に併せて、前回の第4回審議会において、改めてご意見をいただく、とご説明いたしました「戸別収集の地域拡大」・「家庭ごみの有料化」の2点を中心として、委員の皆さんから事前にご意見をお寄せいただきました。

資料4の答申案には、お寄せいただきましたご意見と、第4回までの審議会でいただいたご意見を併せ、いくつかの意見としてまとめております。

初めに、お寄せいただきましたご意見のご紹介をさせていただき、その後に、具体的な施策の内容を中心に1つ1つ確認させていただき、最後は「今後のごみ減量の推進について」のまとめのページ部分をご確認いただく、という流れとなります。

まず、A3サイズの資料3をご覧ください。

こちらは、今までご審議していただきました、現行の「北区一般廃棄物処理基本計画2020」の重点事業項目が一覧で確認できますので、参考としてご用意させていただきました。ご活用いただければと存じます。

それでは、「(1)ご意見の再聴取」についてご説明させていただきます。

資料は、一つ飛んで、4-1をご覧ください。

皆様からいただいたご意見を、項目ごと、ご意見の主な内容ごとに分けて記載いたしました。

まず、戸別収集についてです。

主なご意見の内容として、戸別収集拡大を推進していく方向のご意見、集積所収集のままでよいとするご意見、その他のご意見に分けております。

続きまして、2枚目をご覧ください。家庭ごみの有料化についてです。

家庭ごみの有料化については、有料化に賛成の方向のご意見、有料化にあたっての懸念事項、有料化は望まないとするご意見、そしてその他のご意見に分けております。

(1)については以上です。

○会長

ありがとうございます。

こここのところは、よろしいですね。追加のご意見などがある場合は、あとの方の議事の中でお出しitいただきたいと思います。

では続いて説明をお願いします。

○事務局(リサイクル清掃課長)

続きまして、次の「(2)全体を通して」についてご説明させていただきます。

では、資料3の体系図を参考にしていただきながら、資料4の「答申案(第5回審議会時点版)」をご覧ください。

資料4の表紙に記載のとおり、今回は、赤字の部分が第4回審議会でお示しした答申案(素案)から変更した部分となっております。

この先の説明は、重点事業の具体策を中心に行わせていただきます。

恐れ入りますが、資料の下に振られているページの4ページをご覧ください。

(1)「区民主体の集団回収への支援事業の拡充」です。

当審議会における主な意見としては、マンションなど集合住宅に対する集団回収への働きかけなど、また、活動を維持・拡大していくことについて、取り組みのための人材や、古布の拠点について、意見が出ました。

これらを受けまして、次ページの枠で囲った取り組みとして、『集団回収は、リサイクルの推進と地域のきずなの強化につながる活動であり、引き続き、団体が安定して活動を継続できる環境を整えることを要望する』、とし、具体的には、活動団体を運営面から支えている集団回収事業者認定制度の更なる拡充を図ること、事業者が市場価格に左右されず、区民とともに集団回収活動を継続できる事業者支援を継続すること、行政から積極的に情報発信を行い、活動団体の増加と担い手の発掘に努めていくこと、といたしました。

こちらの説明は以上でございます。

○会長

それでは、重点事項の12項目ありますけれども、一つずつ丁寧に見てまいりたいと思います。ただ今、5ページのところに、こういうふうに取り組むのだということで、集約を行っておりま

す。このことについて何か皆さんのはうでご意見ございましたらお聞きしたいと思います。

いかがですか。これは、集約でよろしいですか。大丈夫ですか。

それでは、ご承諾いただいたものと受け止めまして、これでまいりたいと思います。

それでは、次の重点事項（2）の方の説明お願ひします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

次に、6ページ（2）「区民へのきめ細かい情報提供の実施」です。

主な意見として、区から区民に積極的に情報を届けにいく周知、SDGsの観点での取り組みの周知、外国人区民への周知啓発、マイクロプラスチック問題等に関する周知や子どもの意識の醸成、危険物についての注意喚起などのご意見がございました。

これらを踏まえ、次ページの取り組みとして、『ごみの減量化・資源化には、区民に気付いてもらえる周知啓発が重要である。環境教育など既存の周知啓発を継続しつつ、気付いてほしい区民が情報を得やすい場所や機会を想定するなど、新しい視点で情報発信に取り組む必要がある。さらに、リサイクルの活動拠点であるエコー広場館との連携を強化し、周知啓発や情報発信に取り組んでいただきたい。転入者や若い世代、外国人区民に対して、チャットボットやSNSを活用するなどICTを活用した取り組みを行うよう要望する。』といったしまして、具体的には、若い世代や外国人区民にも知ってもらえるチャットボットやSNSなどの活用を図ること、キャラクターや漫画を活用した新しい周知啓発事業を実施すること、区の関係部署が連携し、効果的な環境学習などの充実を図ること、といったしました。

説明は以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。

今回の答申案では、チャットボットというような言葉が出てまいりますが、あまりよくご存じない方がおられましたら、用語の解説が後ろの方にありますので、そこには解説されているだろ

うと思います。

いただいたご意見、新しいメディアも導入して、啓発を行うということをここに書き込んでおります。

皆さんの方で、何かご意見ございましたら、お願ひします。

○委員

答申案の中で、7ページにある「区民へのきめ細かい情報提供の実施への取り組み」の中で、1行目、2行目「区民に気付いてもらえる周知」とあります。区民に気付いてもらえるというの

は、これはどういった意図でこういった文面を使っているのでしょうか。

やはり区民に対しては、認知していただくとか、しっかりと理解していただくような形をと

っていかないと、この減量化・資源化には少し支障が出てくるのではないかと理解しているので

すけど、その辺、お答えいただきたいのですが。

○会長

事務局のはうで説明していただく前に、他の委員、いかがですか。

○委員

はい、〇〇です。先日、北区のほうから、ごみの収集の流れとか、モッタイくんとかのキャラクターを使った DVD のご案内がありました。Twitter、Facebook の北区の公式にも流れているし、自分たちの手元にも DVD が届いて、私も見せていただいたのですが、その内容が、実際ごみの収集の流れを目で見て、この前、直接、中間処理施設に行かせていただいて実感したことが、現地に行ければなおいいですけれども、そうじやない場合でも動画を通じて理解できたり、その中身は子ども向けに作ってもいたので、とても分かりやすいというような形で、すごくいいなというふうに思いました。

なので、やはり自分事として捉えていく、また問題意識を持っていくというときに、今こちらに答申が出ている中にも、本当に充実して区民の方に提供して、どんどん発信していくっていうことは非常に重要だなっていうふうに思ったので、ぜひ、これはいいなと思ったので意見を述べさせていただきました。

○会長

はい、ありがとうございます。では続いて〇〇委員お願ひします。

○委員

今、議論を聞いていて、前回は欠席してしまったので、いろんなことがはっきりしない点もあるのですけれども、今、伺っているお話の中ですと、全てのことが少し曖昧になり過ぎているのではないかというふうに感じます。

というのは、最終的にはごみの有料化、税収で負担しきれなければごみの有料化、という問題になりますし、その判断を含めて、どういうふうに区民が考えるのかといったところを、やはりきっちと提供する必要があると思います。

少なくとも、啓発活動をするものじゃないし、今いろんな町会の活動にしても、なかなかやり切れないところや、色々な方々に対してなかなか徹底しきれない点がたくさんあるというふうに思います。

そういう中で、今、減量というのはこういうことなのですといったときに、明らかにコストの削減になるし、そのコストの削減を皆さんでどういうふうにやっていくということで、この区の税収と、有料化のことが、東京都の場合、どういったときにその判断が最終的にできるのかというのは分かりませんけれども、そこを含めて、ある程度もっと明確に提供しないと、私はこの審議会の意義は非常に軽薄になってしまうのかなというふうに思いました。もう少し突き詰める必要があると思いますので、ぜひその点の再検討をお願いしたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございます。それでは、事務局のほうからお願ひします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ただ今〇〇委員と〇〇委員のほうからご指摘いただいたように、こちらの表現方法が、区民に気付いてもらえるとか、相手を、ターゲットを「気付いてほしい区民」というような表現方法にしておりましたが、単なる啓発ではなく、きっちと理解、判断していただける、ご理解いただけるような周知啓発が必要というようなことでございますので、その辺のところ、ニュアンスをちょっと変えたいと思います。

○会長

例えば「幅広い区民」というような言葉遣いだったらしいですよね。

じゃあ、そんな形で、文言を見直すということでまいりたいと思います。

○事務局（リサイクル清掃課長）

すみません。それから、先ほど○○委員のほうからお褒めの言葉をいただきましたけれども、こちらについてはDVDとかを出させていただいて、最終的なまとめのところでは「見える化していく」というようなことで、言及をまとめの中ではしていこうと思っているところでございます。どうもありがとうございました。

○委員

もう一点必要なのは、気付いてもらうというよりも、こういった活動に対して、市民活動としてどういうふうに推進していくのかという視点がやはり必要だと思います。

リサイクラー活動機構なんかもありましたけれども、そういった方面で、いわば問題意識を持っている方はたくさんいらっしゃるし、生活の点を含めて、今後のご自身の生き方であるとか、将来の展望ですとかというところを含めて、私たちの未来は私たちが選択して決めていくっていうところは、やっぱり明確にそういう方向性が必要なのだとということは、うたっていかなくちゃと思います。

○会長

いただいたご意見を参考にさせていただいて、改めて小委員会の場でも検討し、文言を次回、改めて集約をさせていただくということにしたいと思います。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここは改めて事務局と小委員会で検討をしてみたいと思います。

次に、重点事項（3）、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

続きまして、8ページ、（3）「生ごみの減量と食品ロスの削減の推進」です。9ページに、主なご意見として、フードドライブ事業に関する周知や拡大について、生ごみ処理機の効果や今年の4月に始めました購入費補助事業についてのご意見がございました。

これらを踏まえまして、取り組みとして、『区民一人ひとりや事業者が、日常的に生ごみの減量や食品ロス削減に取り組めるような支援や周知啓発を求める。事業者の取り組みに対して、協力店等の認定制度、表彰などの支援を要望する』とし、具体的には、食品ロス削減協力店などの登録制度の導入を検討し、区のホームページに公表するなど、PRを行うこと、賞味期限、消費期限が示す意味の周知啓発、冷蔵庫の管理など、無駄な廃棄をなくすための周知啓発を実施すること、区民の利便性を確保したフードドライブの取り組みを継続すること、家庭の生ごみを自宅で減量・処理する区民を支援するなど、新しい着眼点での周知啓発を実施することいたしました。説明は以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。委員の皆さんのはうから、何かここの取りまとめにつきましてご意見ございましたらお願いいいたします。

このような取りまとめでよろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは次に（4）「雑がみの資源化の充実」です。

○事務局（リサイクル清掃課長）

続きまして、10 ページ、(4)「雑がみの資源化の充実」です。主な意見として、紙の資源循環についての具体的なご提案や、事業者が排出する一般廃棄物の資源化といった内容のものがありました。ご意見や区民アンケート結果なども踏まえ、取り組みとして、『区民・事業者に対して、「雑がみ」が資源であることを知つてもらうことは取り組みの第一歩であり、行政として、周知啓発だけでなく、「雑がみ」を資源に分別するきっかけの提供に取り組むことを求める』とし、具体的には、雑がみはリサイクルできる資源であるということを、引き続き区民・事業者に周知徹底し、分別意識を高める啓発活動を推進すること、雑がみ袋について、イベントなどの配布に加え、定期的に全戸配布をするなど、雑がみの分別に取り組みやすくなるきっかけを提供すること、古紙を排出する事業者へ雑がみの回収の仕組みを周知し、排出指導を行うこと、といたしました。

説明は以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。前回の答申では、雑がみが資源であることをきちんと伝えること、周知啓発の段階でとどまつたのですけれども、今回、この取り組みとしましては、雑がみの分別に取り組むきっかけを提供するというところに踏み込んでおります。

雑がみが資源物だということが認識されたとしても、雑がみの回収袋やら紙袋みたいなものに、薬の箱だったら薬の箱、紙箱を開いて積み重ねて、そして出すときはひもで結わえてというようなことも必要になります。なかなかそこまで協力していただけないということがありますので、そういうことに取り組みやすいような、例えば雑がみの回収袋とか保管袋を、各家庭に配って、じゃあやってみようかという気に、ここまで持っていくということです。

よろしいですか。○○委員、どうぞ。

○委員

区民・事業者に対して雑がみが資源であることを知つてもらうっていうのですけれども、この事業者というのは、誰を指しているのでしょうか。

○会長

清掃事務所長さん、お願いします。

○事務局（清掃事務所長）

清掃事務所長です。区内の一般家庭ではない、事業者ですから商店街のお店なども含みますけれども、その他、事務所ですとか、そういう事業者などをここでは事業者としております。

○委員

私どもも会社をやっているのですけれども、私どもが出している紙類などは、全部有料で○○委員のグループに回収に来てもらって出しているのですけれども、この事業者というのが、ごみ収集のほうじゃない有料の事業者、資源を回収する事業者という意味かと思いました。事業者がはっきりしないなっていうふうに思ったものですから質問させてもらいました。

○会長

ここで言っているのは「排出指導を行うこと」とありますので、排出事業者さんです。

○委員

ということは、一般企業の皆さんとか、商店街の皆さんとか、有料で出している方たちのこと

を指しているわけですね。

○会長

はい。そのとおりです。

○委員

はい、分かりました。

○事務局（リサイクル清掃課長）

一点補足させていただきますと、ごみではなくて資源として出してください、分別をきちんとしてくださいということで「排出指導」という言葉になっておりますので、資源と燃やすごみとの区分をしっかりとほしこうといふところでございます。

○会長

他にご意見ございますか。

○委員

今お話を聞きまして、われわれ商店街の者なのですけれども、いろいろなダイレクトメール、あと、はがきだとかそういうもの、商店ですからいっぱい来ますよね。そのときに、今まで、やっぱりどうしても見られたくないという感覚で、焼却のほうへ持っていくのが実情だと思います。なので、これをまた資源ごみというような形で排出するとなると、先ほど会長がおっしゃいましたように、排出するような物、何か入れるような、処分するような物が必要じゃないかと思います。

それじゃないと、どうしても一般的のとこに、業者さんにきっちり頼むところならいいのすけど、区だとかそういうところに出す場合には、なかなか抵抗があると思うのです。ですから今まで焼却のほうになつてゐると思いますので、やるのならそういうところまで考えていただかないといふと、ちょっと難しいのではないかなども思つておりますが、いかがでしょうか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

そういう情報漏えいにつながるような場合は、できるだけ切り刻むとか、情報が特定できないような形にした上で資源という形で出していただくのが、一手間、二手間かけた資源の出し方になろうかとは思います。その部分が各事業者さんの取り組みとして、ちょっと重たくなってくるかもしれませんけど、そこも今後の社会を考えたときにはお願いしていくのがいいのかなというふうには思つてゐるところでございます。

○委員

確かにそのとおりでございますね。やっていかなきゃいけないという問題もありますけども、そういう抵抗があるということをご承知いただいて、われわれも徐々に努力してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございます。

○委員

すみません、一点質問なのですが、この雑がみという分類は、菓子箱、紙類、はがき、封筒などと書かれていますけれども、これ全て一緒にで雑がみっていう扱いなのでしょうか。それとも、更にここから封筒、はがきとかに分けていく認識なのでしょうか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

分け方として、もちろん新聞、それから雑誌、書籍というような形のもの、段ボール、それから紙パック、それ以外のもので、いわゆるティッシュペーパーの箱ですとか、包装紙ですとか、パンフレット、お菓子箱、割り箸の袋のような、この分類に当たらないもので資源化できる、それを雑がみのくくりにさせていただいているものです。

具体的には、この分け方出し方の6ページのほうにも載っておりますけれど、そのようなもののことございます。

○会長

雑がみの回収袋は、○○委員がまだ委員に入られる前に、北区で雑がみ回収袋を作つておりまして、そこには絵で、こういうものが雑がみというようなことが描いてありますと、出しやすくなるような工夫がされていました。

ああ、持ってこられたのかな。配布されますか。ありがとうございます。

○委員

すみません、私も、これ見ております。さきほどの質問はこちらの認識不足でした。こういうものがあるということであれば、もう十分に出せるということでございます。

ただ、中身は必要なものは切り刻むというようなことはしなきやいけないと思いますけれども、申し訳ございませんでした。

○会長

これを北区でお作りになって環境イベント等でたぶん配つたりされているのでしょうかけれども、問題は、先ほどの広報のところに記載のあった、情報を届けたいけれど届かない人っていうのがいるわけですね。環境フェスタとか、そういうところに来てくれない人たち、年齢層でいえば若い人たちですよね。そういう人たちにも届くようにするというのが非常に重要だうと思います。

よろしいでしょうか。それでは、次にまいりたいと思います。（5）「金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進」です。

○事務局（リサイクル清掃課長）

次に、11ページ、（5）「金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進」です。審議会では、不燃ごみについての資源化が重要であると、資源化の視点を一人ひとりが持つことの大切さについてご意見がありました。

取り組みとして、『今後も資源化の取り組みを進めることを要望する』とし、具体的には、資源化の推進には、不適正排出物（ライターやリチウムイオンバッテリーなど）の混入の防止など、区民の排出時のひと手間の協力が必要不可欠であることを周知すること、不燃ごみは、引き続き、金属資源（小型家電等を含む）とその他不燃（ガラス・陶器など）と別袋で回収すること、使用済み小型家電は、レアメタルや金を含んだ貴重な資源であるという啓発を推進すること、家電量販店での自主回収等、民間が実施しているリユース・リサイクルの取り組みを積極的に活用することを周知すること、といったしました。

説明は以上です。

○会長

はい。いかがでしょうか、ご意見ございましたらお願ひします。

このようなまとめでよろしいでしょうか。

○委員

自分自身の経験で、分別のところでとても迷ったのですけれども、例えばファイルとかで、ファイルの本体は、たぶん厚手の紙とかプラスチックなのだけど、リングとかカチッと留めるところは金属なんじやないかなっていうので、それを分けるには、切り刻んで分けるのはとても難しい、そういう製品って結構文房具とかも含めてあると思います。そういうときに、一体どこにどうしたら良いのだろうっていうのをすごく迷ったりします。こういうミックスされている製品っていうのですか、プラスチックと紙ぐらいだったらスッと切れたりするんですけど、もうちょっと強固なもののミックス製品をリサイクルとか分別するときには、もう少し企業に向けて製品そのもののアプローチというか、そういう視点も何かあったほうがいいのではないかでしょうか。区民では到底ここは難しい世界だなと思います。その辺はどうなのだろうっていうのを教えてほしいというか、どういうふうにすればいいでしょうか。

○会長

はい、ありがとうございます。清掃事務所長さん、お願ひします。

○事務局（清掃事務所長）

はい、そのとおりだと思います。私ども清掃事務所では、区民の皆さんには、それを分けるとけがをしたりすると大変なので、燃える部分が多ければ可燃ごみ、鉄が多くれば不燃ごみで出してくださいという案内はしています。

ただ、今委員が言われたように、そもそもこういう製品を作る側への働きかけは、清掃事務所としてはどこかでやってほしいなという考えは持っているところでございます。

○会長

はい、ありがとうございます。では、リサイクル清掃課長。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ただ今清掃事務所長から申し上げたとおりで、そういう形で分別しやすい製品も、企業側の努力といいますか視点として、これからSDGsを進めていくということからいうと、企業としても当然進めていくのだろうと思いますが、ただ、便利なものが必ずミックスじゃないかどうかっていうところになってきますと、科学の進展等がありますので、先ほど清掃事務所長が申し上げたとおり、できる限りのところの分別で出していただくということも、現状においては必要なのかなと考えているところでございます。

○会長

はい。そうしますと、このところは、ご意見もございましたので、メーカーの責任として、分別しやすい、リチウムイオン電池とかそういうものを取り出しやすい、そういう製品づくりをしてもらうように、北区としても全国組織、全国都市清掃会議とかありますので、そういうところを通じて業界に働きかけていくというようなことを一つ入れることも検討していったらいかがでしょうか。

よろしいですか。じゃあ、そういうことで、ちょっと検討させていただきます。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、そのようにしたいと思います。

次、（6）「プラスチックごみの減量」です。このところ、説明をお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

はい。続きまして、12ページ、(6)「プラスチックごみの減量」です。

ちょっと話を元に戻してしまって申し訳ございませんが、プラ新法におきましては、プラスチックについて、分別しやすくしていくっていうのは企業側の責任ということで明記されておりますので、そちらについて、行政はその推進、働きかけていくということになっております。その部分については、後ほどまとめのほうで出てまいります。金属のところは、そういった意味でちょっと違っていたので、申し訳ございません。

それでは、説明に戻ります。

プラスチックの分別回収も始まりまして、さまざまにご意見をいただいた事項でございます。主な意見として、プラスチックのリデュース・リユースの重要性、リサイクル製品の積極的な使用、リサイクルによる効果の積極的な周知、分別方法、出し方について、環境学習と絡めたプラスチック問題の学習の必要性などが挙げられました。

これらを踏まえ、次ページの、取り組みとして、『プラスチックについてははじめが肝要であるため、開始したばかりの分別回収の周知や指導を徹底するなど、資源化を着実に進めていくことを求める。令和4年度から5年度にかけて開始した分別回収については、社会情勢等も踏まえ、今後定期的に環境面・経費面など、様々な観点で効果を検証していくことを要望する』とし、具体的には、プラスチックのリサイクルは、「容器包装プラスチック」や「製品プラスチック」など一般の区民にとって分かりにくいため、区民が分かりやすいようにホームページ等で周知し、分別対象物や排出方法等について、理解を深められるよう継続的に丁寧な周知や広報を行っていくこと、プラスチックの分別回収は、軽量で容積が大きいことから、運搬車両増による環境負荷や経費増が発生するため、処理方法について、運搬時の環境負荷や運搬・選別コストを含めて引き続き検証していくこと、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用を減らしていくため、区民や事業者に対して行動変容を促していくこと、プラスチック容器に貼ってあるシールについて、はがしやすさや「プラマーク」の対象の明確化などを、生産者である事業者側に求めていくこと、粗大ごみとして出されているプラスチック製品についても、資源化についての検討を行うこと、といったしました。

説明は以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆さんのはうから、ご意見ございましたらお願ひいたします。○○委員、お願ひします。

○委員

プラスチックなのですから、シールが貼ってあるのを、プラだと思ってそのまま出していただけますけど、この前のお話で、そこははさみで切ってくださいということになって、はさみで切り始めました。

ところが、プラスチックをはさみで切るのは危ないです。カッターで切っても、はさみで切っても大変なので、そこら辺は、はがしやすいシール、物によっては、すっとはがれるものがあるので、統一して業者にはがしやすいシールにしてもらえるように、ぜひやっていただきたいと思っています。

それはもうプラスチックの端っこで手が切れそうなのです。危ないですから、そこら辺、よろ

しくお願いしたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございます。この枠の下から2つ目ですね。これは○○委員のご意見をここに入れたわけです。しっかりとやってくださいという激励と受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

他にご意見ございますか。

特にないようでしたら、次、まいりたいと思います。(7)「戸別収集の地域拡大の検討」です。お願いします。

○事務局(リサイクル清掃課長)

次に、14ページ、(7)「戸別収集の地域拡大の検討」です。

会議の中でお出しいただいた意見と、先ほどお示しいたしました、事前にご提示いただきました意見を併せまして、お示しのようにまとめさせていただきました。

具体的には、戸別収集を推進するご意見として、戸別収集のメリット、地区による実施の有無への公平感、他自治体での住民の評価、集積所管理の負担とそれに関するアンケートの実施要望などがありました。なお、慎重な検討を求める声もございました。

また、集積所収集の継続を求める声や、集積所の規模縮小についても意見があり、その他、戸別収集の品目やまちづくりという広い視点、別の視点での検討の提案なども挙げられました。

いただいた意見も踏まえまして、戸別収集の地域拡大の検討への取り組みといたしましては、次のとおりとさせていただきました。

『戸別収集は、少子高齢化が進む中で、集積所の管理や高齢者・障害者のごみ出しの負担軽減につながる収集方法である。「一人ひとりがごみに責任を持つようになる」、「ごみが少なくなる」という声がある一方で、「経費負担が増加する」、「集積所は地域コミュニティの場にもなっている」という声もある。引き続き、戸別収集についての十分な情報提供を行い、区民の合意を得ることができるように、行政には、集積所管理に関するこことを含めた区民ニーズを把握し、他自治体の動向を踏まえ、実施についての検討を進めていくよう求める』とし、具体的には、集積所管理についての実態を把握し、ニーズを正確に捉えること、戸別収集への一律の移行、商店街・駅周辺など特性を踏まえての地域別の導入といった方法のほか、集積所の細分化などの方法も併せて検討するとともに、一律の移行とした場合にも、集積所の継続を望む地域に対しての柔軟な対応を検討すること、戸別収集の費用対効果の検証を十分に行い、滝野川地区の収集方式について明確化をはかること、戸別収集の地域拡大の実施にあたっては、対象とする品目について十分に検討を行うこと、戸別収集の地域拡大を実施する場合には、きれいな街をつくるための手段のひとつと位置づけ、区民一人ひとりにごみの減量に向け取り組んでもらえるような丁寧な説明を行い、区民の行動変容につながるような施策としていくこと、とまとめました。

戸別収集の地域拡大の検討については、以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。委員の皆さんのはうから、何かご意見ございましたらお願いいいたします。

○委員

今までの審議会の中で再三意見を申し述べさせていただいているのですが、今回の(1)～

(6)までの検討事項につきましては、行政として、こういうような形で問題点に対して取り組んでいく、進めていくように求めるというような取り組み方法を全部示してあると思うのです。

だけど、この(7)の戸別収集につきましては、やはり地域性というものがかなり重要視されていると思います。行政としてこういった形で検討を進めていくよう求めるというような形の取り組み方ではなく、赤羽、王子、滝野川地区で、アンケート結果が、滝野川地区がこれだけ戸別収集のほうが多いという数字が出ているということをしっかりと踏まえた上で、今後王子、赤羽をどういうふうにしていくかっていうのも、ここに示すべきだとは思います。

また、一部のモラルのない方の対応をどういうふうに持っていくかというのをしっかりと考えていかないと、プラごみの収集についてもそうなのですが、プラごみの集積所に関しては、しっかりと出していただいている方々もいるのですが、お一人、二人の方々のために、そのプラごみが洗ってない、可燃ごみと交じっている、そうすると収集できなくてそのまま置いてある。それが一つ二つのために、ものすごく地域としては被害を被っている。また、不法投棄により粗大ごみ等が置きっぱなしにしてあって、ピックアップできない。そのまま放置してある。そういう形をどういうふうに対応していったらいいか。そのまましておくと、外見上も、またそこに不法投棄が増えていってしまうし、必ず問題点というか、集積所を管理する方々にとって負担という意見につながっていくっていうのが現状でありますので、しっかりとした対応をまず考えていただいて、罰則ではないですけども、過料を科すとか、不法に投棄した人に対しては、ちゃんとした対応をしていくというようなことを取り組んでいかないと、周りで真面目にやっている方が本当にばかを見てしまうというような状況が今、現状に起こっているので、この辺の取り組み方は「検討を進めていくよう求める」ではなくて、この検討を進めていくためにはどうしたらいいか、そういう方々に対する対応をどうするかっていうことを具体的に述べていただけると、地域としてはありがたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございます。では、事務局のほうからお願ひします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ただ今のご指摘、今回、最終的な取り組みの1つ目の丸のところで、きちんと実態を把握してニーズを正確に捉えるということを行政側に求めるということ、それから、3つ目の丸ですが、戸別収集の費用対効果の検証を十分に行いなさいということで、滝野川地区も含めて明確化を図るということで、うたわせていただいたところです。

それから、不法投棄の関係につきましては、大変申し訳ありません、23ページに、今回、新たなもの、具体策ということで、不法投棄・不適正排出対策というのを立てさせていただきました。そちらのほうでご意見を頂戴できればと考えております。

○会長

よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

はい、ありがとうございます。

○委員

戸別回収についてですけれども、集める量とか何とかというのは、全く規定がないのですね。ちょっと見ていますと、たくさん出している家はいいですけど、こんな少しばかりを玄関に置いてある。ああいうのは、ちょっと出すほうも出すほうだと思うのですけれども、回収してくださる方に本当に気の毒だなと思うのです。それ、回収する度に車を止めて、車のガソリン代もかかるでしょうし、それから手間もかかるっていうことなので、少しこれも、量とか何かも見直したほうがいいのではないかなと思います。このところ、あちこちの近所の戸別回収しているところのマンションのところを見て歩いて、そんなことも感じましたので、ちょっと考えていただきたいと思います。

○会長

はい。清掃事務所長、お願ひします。

○事務局（清掃事務所長）

はい。ごみの出す量なのですけれども、一応決まってまして、1回に出していただくのは、45リットルの袋で4袋程度までということでお願いしています。

○委員

多いほうは決まっているのですね。

○事務局（清掃事務所長）

多いほうは決まっています。

○委員

少ないほうは、いくら少なくてもいいのですか。

○事務局（清掃事務所長）

そうです。少ないのは基準がないのですけれども、最近プラスチックを集めるようになって、可燃ごみについてはすごく量、かさといいますか、容積が減ったという声を聞いています。確かにお独りの家庭なんかだと、週2回の可燃ごみの収集でレジ袋1つぐらいになってしまふと思います。ただ、滝野川地区の戸別収集では、それでも全て回収していますので、少ないほうは、あまり制限はしないほうだと思います。特に、この暑い中、生ごみをずっと溜めておくっていうのは衛生上もよくないので、やむを得ないかなというふうに感じているところでございます。

○委員

ちょっと限度もあると思うのですけど。ありがとうございました。

○会長

はい、ありがとうございます。自治体によっては、量だけじゃなくって、重さについても規定を設けているところはありますて、5キロとか、10キロの重さ以内にしてくださいとか、そういう規定を設けているところもあります。収集作業を行う方の健康も考えてごみを出してくださいということだと思います。

他に、いかがでしょうか。

○委員

戸別収集のメリットといいますか、適正排出の観点からすれば、やはり今後、地域の拡大というのは真剣に検討していかなければいけない時期に来ているとは思っているところです。

ただ、一方で、やはり経費的な部分の課題は相当大きなものがあるというふうにも認識してございまして、地域の拡大を検討するにあたっては、それに伴う経費の部分についても両者を

十分な検討をした上で、進めていく必要があるのではないかということも、少し思っています。そのあたりの観点が、少しこの取り組みのところでは見えないのかなというところで、ちょっとご意見を申し上げました。

○事務局（リサイクル清掃課長）

第3回のときの事務局のほうから、どのくらいの経費がかかるのかということで、口頭での説明ではございましたけれども、全区で展開した場合、プラスで約3億3,000万円、それに職員が19人ほど増員が必要になってきます。これにつきましては、これだけの費用をかけて進めて、ごみの減量がどの程度あるのか、その部分については、先ほど申し上げた取り組みの3つ目ですけども、戸別収集の費用対効果の検証を十分に行っていくように、としています。本当に必要なことであればというような部分で、検討を進めていくということで示させていただいたところでございます。

○会長

はい、ありがとうございます。

○委員

○○でございます。今、○○委員からお話があった経費の部分のお話なのですけれども、私は、実際に現場で収集されている方々からお話を伺うことがよくあるのですけれども、現状人を確保することもなかなか大変だし、維持をすることも大変な状況になっているというのをよく伺っています。

行政側で、どこまで現状を把握されているかというのは、ちょっと私のほうではつかんでいないので何とも言えないところですけれども、そういう意味では、今、試算をいただいていたプラス3億3,000万円、職員が19人必要ということで、データ的にはそうなのかもしれませんのですけれども、実際に現場が、その確保が可能なのかどうかというところも、実際に運用していく上ではすごく大事な観点になります。特にこの夏の時期なんかは酷暑です。業界そのものは軽作業という扱いに、たぶんなっているのだと思うのですけれども、実際にやってみたら、絶対軽作業じゃないよっていうような状態に今、流れているというお話もちらほら伺っているところもありますので、そういった経費、または人材確保っていう部分というのは、かなり重く捉えていかなければ、現実にやるってなったときに、できないってなってしまっては困ってしまうので、その調整というのは、隨時事業者さんともしっかりとお話をされた上で進めていただきたいなということがあります。

○会長

はい、ありがとうございます。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ただ今委員のほうからご指摘ございました、いわゆる働く者の環境といったところにつきましては、22ページで作業員の働く環境というところにも言及させていただいております。

○会長

はい、ありがとうございます。オンライン参加の○○委員、ご発言お願いします。

○委員

まず一点、気になるというか、改善できればと思って提案させていただきます。

最初のところで、少子高齢化が進む中というのは、これは事実だと思うのですが、集積所の管

理や高齢者・障害者のごみ出しの負担軽減というところで、高齢者・障害者に限定した意図っていうのが、その上での議論に偏りがちだったのですけれども、本当にこうなのがなっていうのがちょっと気になったところでした。

今回、老齢人口、65歳以上の人には5年間減少傾向で、生産年齢層が上がっていって、その内訳を見ると、どちらかというと外国籍の方で北区に住まわれている方の増加が人口増の中核になっていて、少子高齢化は事実なのですけれども、北区の人口、人の広がりは、老齢人口が増えていくだけではなくて、高齢・障害に限らず、いろんな背景、ニーズを持った方がごみを出すという負担軽減につながるのは戸別収集なのかなと思っています。そのあたり、高齢者・障害者を含めて等にするか、もう少し幅広い、多様性を持たせた表現にできればよいかなというの、一点ご提案でございました。

他方、戸別収集の拡大に税金がかかったり、人の確保が難しかったりというのは、同様の難しさだと思うので、事務局側から提案いただいているニーズの把握であるとか、費用対効果の検証はお任せします。

以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ただ今の○○委員からご指摘のとおり、戸別収集自体が、排出者にとっても全体的なごみを排出するときの負担の軽減につながっていることは確かですし、また、例えば先ほどご指摘がありました外国人区民などに対する分別の指導もしやすいという制度になっていると思っております。そういういたところも、この戸別収集のメリットにはあろうかと思っております。

ただ、この収集の拡大というところの部分の論点の中に、ちょっとそこの部分が抜けていたかもしれません。

○会長

はい。○○委員、お願いします。

○委員

今の外国人の方が増えているところで、一点気付いたことがありまして、滝野川地区は戸別収集を行っていて、私も活用させていただいているのですけれども、分別ができていなかったり、プラスチックごみで出したときにも、汚れている物に対しては、シールで注意点を書いているものもあると思うので、この外国人が増えているっていう点に対して、今、日本語での表記しかないのかなって思うので、インターネットとかではベンガル語まで見られると思うのですけれども、さすがにベンガル語までというよりも、QRコードを表示したり、英語の表記が分かるようになると、より戸別収集や、戸別じゃなくても集積所にあるところにも、全区民が確認しやすいのかなと思うので、一点、何かこれから工夫として加えていただければと思います。ありがとうございます。

○会長

事務局から、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ただ今の○○委員のご指摘、それから先ほどの○○委員のご指摘、いわゆる受け取る側にと

って分かりやすい情報発信をしていくということにつきましては、まとめの部分、25 ページの「今後のごみの減量の推進について」というところの中で、そういったことについても記載をさせていただいているところでございますので、そちらのほうでお汲み取りいただきたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございました。他にご意見ございますか。

○委員

先ほどの費用対効果の問題なのですけども、コストがかかるから、かからないから戸別収集をやれる、やれないっていう問題点は、ちょっとニュアンス的におかしいと思うのです。

ごみ焼却工場の建替えもありますし、ある程度経費がかかる状況で、滝野川地区にはしっかりとした対応をしているにも関わらず、王子、赤羽地区だけがなぜ遅れていて、それでいて3億3,000万円のコストをかけられないというような言い訳は、行政としてはできるようなものじゃないと思うのです。今になって、3億3,000万円のお金が捻出できないから、これは考えなきやいけないというような問題点が出てくるのは、ちょっと王子地区の町会としては納得がいかないというようなことになってしまふので、その辺はしっかりとご回答いただきたいのです。

○会長

では、事務局お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

ただ今〇〇委員のご指摘について、プラスチックの分別も始め、また、北清掃工場の建替えのところで、かなりの金額がかかってきている状況下において、更にという意味合いで金額のほうを申し上げたところでございます。それをかけても進めていくというような判断、また、この後のことになりますけれども、家庭ごみ有料化とかと併せて進めていくとかいうような判断、そういったことについては、きちっと効果のほどを考えながら検討してまいりたいと考えています。

○会長

はい。費用対効果という言葉が適當かどうかというのは、確かにこの費用対効果という用語は用いないで、減量効果も一定あると思いますので、「減量効果」にするとか、一番重要なのは満足度ですね。非常にごみ出しが楽になったとか、そういう満足度が非常に重要だらうと思います。検証か検討か、その辺、まさに検討させていただいて、そして、場合によっては、ちょっと修正を加えるということにさせていただきたいと思います。

大体このような形をベースに、これから若干の修正を加えて、次回お出しするということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは次にまいります。（8）「家庭ごみの有料化」です。お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

事務局です。続きまして、16 ページ、（8）「家庭ごみの有料化」です。こちらにつきましても、先ほどの「戸別収集の地域拡大の検討」と同様に、会議中の意見と、今回事前にいただいた意見を併せ、記載のとおりまとめました。

意見としては、有料化の狙いや使途の見える化、明確化について、また、明確化のための戸別収集とのセットでの要望検討、一方で、区民の生活への負担が増加することへの懸念の声もご

ざいました。また、有料化の前に、ごみ減量への取り組みをアピールするという提案や、23 区全体での導入がないことから、導入時の隣接区への影響について意見がありました。

これらを踏まえまして、取り組みについては次のとおりまとめました。『有料化の狙いは、ごみ排出者の意識を変えることであり、その結果として適正な分別がなされ、ごみの減量につながる。全国的に家庭ごみの有料化が進んでおり、東京都の市部においても 26 市全市で有料化が導入されている。導入した自治体での実績からも、非常に有効なごみ減量施策であると言える。将来的な導入を視野に入れ検討を進めるとともに、周辺自治体（23 区）の動向を注視しつつ、有料化によるごみの減量効果についての周知啓発など、区民の理解を得られるよう取り組むことを求める』、といったしまして、具体的には、有料化は、排出量に応じ公平な負担を求ることで、ごみ減量への意識付けを行う施策である、実施の検討にあたっては、ごみ処理経費の削減などの効果を明らかにすること、有料化により発生した歳入については、不法投棄への対策や高齢者のごみ出し支援など、区の清掃事業のサービス向上に使い、また、それを見える化して、より区民が納得のいく仕組みを検討すること、戸別収集と併せて導入することによる効果も視野に入れた検討を進めるとともに、区民の理解を得られるよう、有料化によるごみ減量の効果についてきめ細やかな説明を行うこと、23 区は、各区から出るごみの量に応じて清掃工場（東京二十三区清掃一部事務組合）の経費を分担している、そのため、現時点では 23 区で導入している自治体はないが、他の区で有料化を導入しごみ減量が進むと、北区がより多くの経費負担をすることとなる、他区に遅れることのないよう検討を行うこと、としています。

有料化の説明は以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。委員の皆さんから、ご意見ございましたらお願ひいたします。私のほうから、ちょっと気付きがありますので、指摘させていただきます。この枠の中なのですけれども、丸が 4 つありますが、最初の丸のところです。有料化は、排出量に応じ公平な負担を求めるものですね。ですので、「こと」で減量の意識付けということではないので、ここの一文言、「公平な負担を求める」と同時にぐらいいだろうと思います。「とともに」でもいいんですけど、他で「とともに」ばっかり使っているので、「と同時にごみ減量への意識付けを行う施策である」まさにそのとおりだと思います。

そして、一番下のほうです。丸のところです。ちょっと文章としてぎこちない感じがします。出てくる前に再度目を通して気が付いたのですけれども、2 行目「清掃工場の経費を分担している。そのため」とあるのですけれども、「そのため」以降をちょっと取りまして、「経費を分担していることから、他の区で有料化を導入しごみ減量が進むと、区の負担が大きくなる」、こういうことですよね。ですので、「そのため、現時点では 23 区で導入している自治体はないが」、これ要らないです。もし入れたいならば入れてもいいと思うのですけれども、ここに入れるのではなくて、「現時点では 23 区で導入している自治体はない」というところは、むしろ 16 ページのポツがありますけれども、現況・課題の、2 つ目のポツのところ、「家庭ごみ有料化は全国で 65. 数 % の市町村が導入している」ぐらいで切ったほうがいいと思います。「おり」でもいいのですけれども、その後、先ほどの「23 区で導入している自治体はないが、多摩地域では全ての自治体で導入している」としたほうがいいと思います。

すみません。委員の皆さんのはうから、ご意見ございましたらお願ひします。

○委員

審議会の意見で、おおむね好意的意見が3点で、どちらかというと慎重な意見が3点っていうことで、結構こちらは意見が割れているような印象はあります。

そして、17ページ、四角囲みの中の7行目、「有料化によるごみの減量効果についての周知啓発など」ということを区に求めているわけなのですけれども、この状況で有料化について周知啓発っていうのは、ちょっと段階的に早いのかなと思うので、もしも、こういうのを書くのであるならば、「検討して、有料化に踏み切るのであるならば啓発をするべき」というふうに書き換えたほうがいいのではないかと思います。以上です。

○会長

はい。そういう形でもいいと思います。検討させてください。

他にご意見ございますか。

○委員

この答申に対して、どういうふうに自分の今の意見がっていうことは、ちょっと私も判断は難しいのですけれども、基本はごみを増やさない、そして資源にしていくっていうことをものすごく強く意識して、区民の皆さんのご協力を得ていくっていうことが大きな考え方だなっていうことを踏まえつつなんですが、実際、自分と区民の方との関係で、ごみを有料化するっていうか、ごみの有料化というのは出す袋を購入して、それを出すっていうことを徹底するっていうことですよね。

そのときに、自分の相談や経験上、大変だなと思うのは、やはり低所得の方、とりわけ、私の経験でいうと、物がいっぱい、家にたくさんるものがあって、仮にその家の処分をしなくちゃいけなかつたり、例えばその家の方が亡くなって、その家のものを片付けなくちゃいけないとか、もしくは引っ越しのときに、たくさんの長年の家のものを処理しなくちゃいけないとか。日常の生活の中でのごみを出すことは、それ自体で生活ができなくなって圧迫することはそう多くはないかもしれないですが、一度にその家のものを処理しなくてはならないとなったときに、結構、購入する袋の費用は、そう安くはないというようなことがあるのではないかなど、私の相談や経験上、結構あります。

そういう点では、この課題っていうのは非常に具体的な大事なところだと思うのですけど、もしそれを導入する場合は、そのことによって経済的に非常に困窮するような方々もいるかもしれないということを考えながら区として対応していただくなっていることも、一つの視点として考えていただきたいなということはお願いしておきたいと思います。

○会長

はい、貴重なご意見ありがとうございました。そういう一定の経済的な面とか、あるいは子育て支援というような社会的な配慮も、有料化する場合には、ちゃんと制度として行っていくべきだということは、ある意味コンセンサスだろうと思うのです。しかし、重要なことなので改めて盛り込んでおくという形はいかがでしょうか。

よろしいですか。じゃあ、そのように、ちょっと修正を加えたいと思います。

他にご意見ございますか。

○委員

これまでの流れから、全体的な区の取り組み、方針が、審議会の意見も取り込まれて、私は非

常によくできているなど感心していたところです。ただ、出来上がったものをトータルでみると、循環のところで3Rで一番重要なのはリデュースと発信しているのですが、若干リデュースについての盛り込みが少ないのかなというのが、感じたことでございます。

先ほども、分別、特に中身が鉄で外見が紙のときどうするかというご意見があつたのですけれども、これもリデュースの点から考えた場合に、全部紙なのも今ありますので、そういうものを発信していく必要があるなと思っております。

もったいないという言葉があつて、ちょっと流行って、もったいないって考えるのって皆さんごみを出すときなので、そうじゃなくて、物を買うときに、これはもったいなくないか、これが全部資源化できてごみにならないかということを考える重要性というのを今、エコー広場館で訴えているので、ぜひ、もったいないという言葉を、買うときに考えましょうというリデュースの周知の展開をしてほしいなというのが、私からの意見の一つでございます。

併せまして、全部の意見を見たところ、やはり周知が大事だなって感じました。周知に関して、北区で今何が一番発信力があるかっていうと、SNSもそうなのですけど、まだいまだに北区は「北区ニュース」が一番重要だと私は感じています。エコー広場館で先日イベントを行つて、何を見てこのイベントに来てくれましたかと聞いたところ、SNSも多いですけど、やはり「北区ニュース」という意見が多いのです。なので、「北区ニュース」で年に1回でいいので、ごみとか資源化、減量とか、そういうものの特集号をやっていただけないかなと思っております。なかなかボリュームがあるものなので、ちょこまか出すとなかなか浸透しないので、一気に特集号で周知していただけたらと思いますので、ぜひご検討のほど、よろしくお願ひします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

貴重なご意見ありがとうございます。○○委員のご指摘のとおり、最後の25ページのまとめの中で、いわゆる発生抑制が必要だというようなことについて触れさせていただいています。そのところで言及させていただいたところでございます。

○会長

はい、ありがとうございます。

有料化への取り組みにつきましては、先ほど言いましたような修正を加えさせていただくということでおろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。次まいりたいと思います。

（9）「事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施」の説明をお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

続きまして、18ページ（9）についてご説明いたします。

主な意見としては、事業者への講習会の方法について、や立入検査・指導の外部化による充実、小規模事業者の実態把握などが挙げられました。

これらを踏まえ、次ページの取り組みとして、『専門性を有する人員を計画的に配置し、効果的な排出指導を行うとともに、事業者の提出書類の様式の見直し等により負担軽減を図り、区・事業者がともに取り組みやすい環境を整える。また、事業者の実態を正確に把握し、その規模や業種に合わせたごみ減量の指導及び周知啓発に努めることを要望する。』といったしまして、具体的には、廃棄物行政に関する知識と経験を蓄積し、より効果的な指導業務を継続的に行える体制を確保すること、立入検査を行う際の一連の書類作成等を可能とするシステムの構築・導入

や、報告書の様式の見直し・簡素化を図り、より多くの建築物を指導できる体制づくりを検討すること、北区による収集の対象となる小規模事業者については、登録制度の導入を検討し、北区として事業者の規模や業種を正確に把握できるように、引き続き制度の見直しを図っていくこと、とまとめました。

説明は以上です。

○会長

委員の皆さんから何かご意見ございませんでしょうか。

こここのところは、これでよろしいですね。はい、ありがとうございます。

では、(10)「優良事業者表彰制度の創設」ですね。

○事務局(リサイクル清掃課長)

次に20ページ(10)「優良事業者表彰制度の創設」です。

こちらについては、サーキュラーエコノミーの実現につながるのではというご意見や、事業者の良い取り組みをアピールしてほしいというご要望、事業者へのメリットになること、他課の制度との連携などのご意見をいただきました。

取り組みにつきましては、『ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組む事業者を表彰する、「優良事業者表彰制度」を創設するとともに、表彰した事業者の取り組みを好事例として広く周知する仕組みを確立し、規模や業種に合わせた効果的なごみ減量の周知啓発に生かすため、事業者への立入検査・再利用計画書等の関係情報を活用した制度の検討を要望する。』とし、具体的には、優良事業者表彰制度について、他自治体の実施事例等を参考にしながら、制度設計を進めること、中小規模事業者についても、評価する仕組みを検討すること、と前回の答申の内容を踏襲する形としております。

説明は以上です。

○会長

こここのところも、いろいろと議論をし、集約しているということで、このままで異議なしということでおよろしいですね。

はい、ありがとうございます。

次、まいりたいと思います。

(11)「個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施」です。

○事務局(リサイクル清掃課長)

続きまして、21ページ(11)「個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施」です。

こちらについては、継続の実施を求める意見を多くいただき、また、より充実させてほしいという要望もございました。

日頃から、実施現場において、品目の拡大についてのお声をいただいていることも加味いたしまして、取り組みについては、『高齢者や障害者などのごみ出し困難者を対象とする訪問収集は、事業の継続を原則とし、びん・缶などの資源類も対象として追加するよう検討を求める。』とし、訪問収集事業は、住民要望も強い。今後も事業を継続し、資源の収集対象品目の追加など、更なる事業拡大の検討すること、としました。

以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。

こここのところでご意見ございますか。これでよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

次まいります。

(12) 「清掃事業関連施設の再編・有効活用の検討」の説明をお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

続きまして、22 ページ (12) でございます。こちらにつきましては、昨年度始まった粗大ごみの持ち込み事業についての利便性についての意見をいただきました。

北清掃工場の建替工事への対応が始まったことも視野にいれ、取り組みとしては、『清掃事業が継続して実施できるように、今後も計画的に施設の更新、再編を行う必要がある。なお、計画策定にあたっては、委託先の従業員の労働環境にも十分な配慮を求める。』とし、具体的には、清掃事業に従事する作業員（直営、委託を問わず）の、休憩場所や作業前の待機場所などに十分に配慮して施設整備を検討すること、北清掃工場の建替えに伴う車両の増加など、清掃事業の変化に対応し、支障なく収集運搬作業を行えるよう、引き続き、清掃事業関連施設の暫定利用等清掃事業関連施設の有効活用に努めること、既存施設の耐用年数を視野に入れ、施設の更新などを検討すること、としました。

説明は以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。

○○委員お願いします。

○委員

こここのところで、作業員の方からのご意見とかご相談を受けているのですが、今年の夏は特に猛暑で、熱中症の予防とかいろんなことに関しての配慮が必要だと感じています。ここにも、しっかりと委託先の従業員の労働環境にも十分な配慮と載っていますが、ここが非常に重要なと思っています。

会社や委託先によっては、本当に雲泥の差があるということも聞いているので、北区の方でもしっかりとそういったところの対策をお願いしたいと思います。以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。

重要なご意見ですので、清掃事務所長さんから一言お願ひします。

○事務局（清掃事務所長）

はい、ありがとうございます。

今、北清掃工場の建替えで、委託の方たちにたくさん来ていただいています。

この建て替えが始まることによって、うちの事務所だけでは、収まりきらないような人たちがいますので、旧清至中学校を仮の休憩場所として、冷房の設備を新たに入れたりして、環境は大丈夫なように心がけているところです。更に要望等あれば、対応できるように考えていきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○会長

はい、ありがとうございます。

それでは、最後、「その他の具体策」の説明をお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

23ページ（13）「その他の具体策」としまして、2つの項目を挙げています。

まず一つ目は、「不法投棄・不適正排出対策」です。

こちらは、不法投棄などに関する意見が以前から出ており、また、他区が実施している取り組みとして、第4回審議会でその対策を紹介し、意見をいただきました。

現計画の重点項目のどこにもあてはまらないことから、1つの項目としました。

ごみの分別・不法投棄への注意喚起の看板やポスターの用意、監視カメラの設置が有効な手法であることや、カメラ設置への補助についての意見を踏まえ、次のとおりまとめました。

『不法投棄・不適正排出への対策として、監視カメラ設置補助等の導入等の検討を要望する。』
具体的には、集積所への監視カメラ設置についての補助などを実施すること、監視カメラの設置に伴い、カメラの設置・録画について明確に知らせる掲示物等を用意すること、です。

一つ目の説明は以上です。

○会長

それでは、ここのことろ、いかがでしょうか。

このような形で、前回までにいただいたご議論を集約いたしました。よろしいですね。

はい、ありがとうございます。

では、次のリユースの説明をお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

24ページ、最後の項目です。

追加した二つ目は、「民間事業者との連携によるリユースの推進」です。

こちらは、第3回審議会において、口頭でご報告した案件です。

民間事業者3社と協定を締結し、民間事業者のサービスの利用により、不用品処分の際のリユースの選択肢を提案するものです。ごみの減量を実現するための一つの施策として、また、北区として今後民間事業者との連携をより強化していくことから、項目として追加いたしました。

サービスの1つを早速ご利用いただき、リユースにつながったご報告と、周知についてのご意見をいただきました。

取り組みとしては、『より一層のごみ減量に向けては、不用品をごみとして排出するのではなく、リユースへ転換することも効果的な取り組みのひとつであるため、今後も民間事業者との連携を積極的に推進していくことを求める。』として、具体的には、協定締結事業者が提供するサービスの利用状況を定期的に確認し、取り組みの成果を検証すること、引き続き、他自治体の動向を注視し、新たなサービスについても、事業者との連携を検討していくこと、より効果的な発信時期や周知方法を捉えたうえで、積極的に区民へ周知を行うこと、としました。

説明は以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。

民間事業者と連携して、リユースを進めていくということです。

何かご意見ございますか。よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

それでは、最後に移りたいと思います。

答申案の最後の部分、「今後のごみ減量の推進について」説明をお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、25ページ「3 今後のごみ減量の推進について」をご覧ください。

こちらは、答申のまとめと位置づけています。作成にあたり、北区ゼロカーボンシティ宣言における「我が事として捉える」、「今、自分たちにできること」を意識する、「区民や事業者、区が一体となって取り組んでいく」といったキーワードを、こちらにも盛り込んでいます。

また、審議会の中でもたびたび、情報などを「見える化」して発信していくという発言がございましたので、事業実施にあたってのキーワードとして盛り込んでおります。

読み上げると時間がかかりますので、事前に見ていただいていると思いますので、読み上げは割愛します。

以上です。

○会長

ご意見ございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

特段、ご指摘はございませんね。大丈夫ですね。

はい、ありがとうございます。

それでは、このような形で取り進めてまいりたいと思います。

では、事務局から、お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

事務局から資料の差し替えについてご説明させていただきます。

本日、机上に配布させていただきました、資料4の2ページ「目標達成状況と今後の課題」と、26ページ「北区のごみ資源量の推移」につきまして、未確定であった数値が、資料送付後に確定しましたので、差し替えをお願いいたします。また、26ページは掲載していた内容についても、一部見直しております。

以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。

こここのところは、質問、ご意見はないと思いますので、いろいろなご意見を頂戴いたしまして、参考にさせていただいて、答申案をブラッシュアップしてまいりたいと思います。

次回、もう少しきちんとした形でお出しできると思います。

そうしますと、次は、議題の3、「家庭ごみ排出実態調査の報告」です。お願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

こちらの議題につきましては、昨年、令和4年度中に実施した調査の最終報告、そして今年度6月から7月にかけて実施した調査の速報の2つを説明いたします。

まず、資料5が、昨年度の報告書です。こちらは、本日の審議会終了後に、北区のホームページへの公開を予定しています。

また、続けて、資料6「令和5年度ごみ排出原単位調査結果（速報）」に基づき、結果の速報を報告いたします。

報告は、コンサルタントから説明いたします。

○中外テクノス

資料5をご覧ください。

まず、1ページ目ですが、調査の目的としまして、本調査は、家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの排出原単位や組成割合等を調査し、食品ロスや資源物の混入具合を把握しました。そのうえで、審議会における議論、計画の策定に向けて出た課題の把握、施策検討の基礎データなど情報を得ることを目的として実施しております。

今回の調査につきましては、可燃ごみ、不燃ごみを調査対象としております。

また、調査対象地域としましては、1ページの下の表の1-1に載せております、5地域を区の代表的な地域として、調査を行いました。

続きまして、2ページをご覧ください。

実際に調査を行ったサンプル数は、可燃ごみ200、不燃ごみ200世帯を対象としまして、それぞれ200サンプルずつを目標にヒアリング等を行いました。

実際に採取したサンプルが下の方に掲載しております。可燃ごみにつきましては201、不燃ごみについては180となっております。

続きまして、結果を簡単にご紹介させていただきたいと思います。

8ページをご覧ください。集積所におきまして、ヒアリング調査を行いました。その際に、各世帯の人数、何日分のごみかをお聞きしております。その結果をまとめたものですが、世帯の人数としましては、1人世帯が最も多く、2人世帯、3人世帯という順になっております。

9ページが不燃ごみの結果となっておりますが、不燃ごみにつきましては、1人世帯、2人世帯がほぼ同数となっております。3人世帯がそれよりもちょっと少ない割合です。

続きまして、10ページです。どれだけの日数を蓄積したかということですが、可燃ごみで3~4日、不燃ごみについては、2~3週間ということで、毎回出されている方が比較的多かった当結果になっています。

12ページをご覧ください。排出原単位ということで、1人1日当たりの数量をヒアリングの結果から算出したものです。こちらは、過去の平成29年度、令和元年度の調査結果を比較したものになります。昨年度の調査の結果では、342.8gで、やや以前の排出原単位よりも増加した結果になっております。その要因としましては、19ページに考察を載せています。

今回、サンプル数を以前よりも増やしたということもあり、またコロナウイルスの拡大によって、家庭での生活する時間が増えたということも影響したであろうということで、簡単にまとめております。

具体的にどんなものが出ていたのかといいますと、17ページをご覧ください。

可燃ごみ、不燃ごみそれぞれの大分類における排出を円グラフで出しております。

可燃ごみの円グラフを見ていただきますと、厨芥類、紙類、プラスチック類というのが多くなっております。

不燃ごみについては、金属類やびん・ガラス、陶磁器が多く排出されておりました。

また、資源物の混入も多少みられまして、その結果については、23ページ、可燃ごみの不適正排出割合が14.1%、資源化可能物が入っていた割合が13.8%でした。不適正なものとしましては、電池など、雑びんなどが見られました。資源化可能なものとしては、紙類などが多く混入しておりました。

不燃ごみの内容物については、25 ページにまとめております。こちらについては、分別不適正率が 24.0%、資源化可能率が 16.5% ということで、びんや缶などが資源化可能なものとして含まれておりました。

資料 6 が、先日実施した今年度の調査ですが、こちらにつきましては、令和 4 年度に準じて、調査を行っております。概要になりますけれども、後ほどご高覧ください。

説明は簡単になりましたが、以上です。

○会長

はい、ありがとうございました。

委員の皆さんの方から何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

特にありませんか。大丈夫ですか。

それでは、最後の議題に移りたいと思います。

次回の日程、それから議事録について、事務局からお願いします。

○事務局（リサイクル清掃課長）

それでは、次第のその他をご覧いただけたらと思います。

次回の日程ですが、記載のとおり、次の審議会は令和 5 年 11 月 2 日（木曜日）、午後 6 時から、場所はこちら、1601 会議室で開催を予定しております。

続けて、本日の審議会の議事録につきましては、これまでと同様に、皆様に議事録原案としてお送りした後、修正等を経て、発言者のお名前を伏せたうえで、北区のホームページへの公開と所管課での閲覧に供させていただきます。議事録の案をお送りした際には、ご確認のご協力を、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長

はい、ありがとうございます。

次の開催日についてもう一度私の方から申し上げますと、11 月 2 日（木曜日）に第 6 回の会議を行います。時間と場所は、本日と同じということでございます。午後 6 時から、こちらの会場で開会です。

何か言っておきたいということは、ございませんね。大丈夫ですか。

はい、それでは、本日予定しました議題は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

閉会（20:02）